

3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第9条の規定に基づく目的外提供の制限

神 議 第 1 3 号

平成22年4月26日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会 会長 様

神奈川県議会議長 国吉 一夫

議会在保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第9条の規定に基づく目的外提供及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条第2項ただし書の規定に基づき、別添事案に係る目的外提供及び本人通知の省略について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第3号様式)

条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件

	区 分	類型	※ 案件番号	9
所 管 課 所 名	議会局各課			
主 管 課 名	議会局総務部総務課			
事 務 の 名 称	県民の求めに応じた情報提供事務			
事務の根拠法令等	情報公開条例、県民の求めに応じた情報提供に関する要綱（案）			
事務の目的	情報公開請求されれば、明らかに全部公開となるような行政文書について閲覧又は写しの交付を県民が求めた場合に、情報公開請求制度によることなく情報提供することを可能とする具体的な手続を整備し、県民がより簡易かつ迅速に情報を入手できるようにする。			
対象となる個人の類型	提供の対象となる情報に含まれる個人			
目的外に利用・提供する個人情報の内容	提供の対象となる情報に含まれている個人情報すべて			
利用・提供の相手方	情報提供を求めた者			
利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の利便性を高めるためには、明らかに全部公開となるような行政文書について、閲覧又は写しの交付を求められた場合には、情報公開請求制度による対応ではなく、申出から提供までの手続を迅速に行うことができる当該情報提供制度による対応が不可欠である。その際に、情報公開請求されれば明らかに全部公開となる行政文書に記載されている個人情報を提供しないこととすると、当該情報提供制度の簡易・迅速な手続の意味を低減することとなることから、当該個人情報を提供する必要がある。 ・ 情報公開条例5条1号ただし書に基づき、明らかに全部公開となるような個人情報は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なる側面の調整がすでになされたものといえる。それにも関わらず、情報公開請求されなければ公開しないとするならば、県民の利便性を損なうばかりか、かえって各所属で行う事務も頻雑となることから、当該個人情報を含めて情報提供することが合理的である。 				
条例第9条第2項の規定による本人通知				
<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない（新たな諮問案件） （しない理由） <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該個人情報は、情報公開請求されれば、本人通知することなく（情報公開条例12条に基づく第三者照会が必要なものは提供の対象に含まれない。）、明らかに全部公開されるものであることから、本人に通知しても、本人に選択する余地はほとんどなく、かえって無用のわずらわしさを感じさせる場合もある。 ・ 当該情報提供制度はすべての行政文書が対象であり、個人情報によっては、その本人の所在が不明である等本人に通知することが困難な場合も考えられる。 ・ 情報公開条例5条1号ただし書に該当する個人情報が対象となることから、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なる側面における調整がすでになされているといえる。 				

神奈川県議会議長

国吉 一夫 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

議会の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条第2項ただし書の規定に基づき、平成22年4月26日付け神議第13号をもって諮問のありました「県民の求めに応じた情報提供事務」に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、今回諮問された事項に該当する事案については、今後、類型として取り扱うので、本審議会へ個別に諮問を要するものではありません。

- 1 本類型による提供は、次のいずれかの行政文書に含まれる個人情報の提供に限ること。
 - (1) 過去に情報公開請求があり全部公開した行政文書で、現時点においても明らかに判断が変わらないもの。
 - (2) 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書。
 - (3) その他情報公開条例で規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書。
- 2 上記1への該当性については、慎重に判断し、その判断がつきがたいものについては、情報公開条例に基づく情報公開請求制度によること。
- 3 上記1(3)への該当性については、情報公開条例において個人情報原則非公開情報とされていることにかんがみ、情報提供制度によることができるかについて、より慎重に判断すること。
- 4 上記1(3)に該当するものとして、行政文書を加工し、その加工後の行政文書を本類型により提供しようとする場合にも、その内容等を十分に精査し、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限ること。

(2) 条例第9条の規定に基づく目的外利用の制限

企 水 第 7 9 号

平成23年1月26日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 小 林 賢

公営企業管理者における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護
条例第9条の規定に基づく目的外利用について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、別添
事案に係る目的外利用について御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第3号様式)

条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件

	区分	個別	※案件番号	15
所管課所名	企業庁企業局事業計画部経営課、各水道営業所			
主管課名	企業庁企業局事業計画部経営課			
事務の名称	管路情報システムによる管網解析事務			
事務の根拠法令等				
事務の目的	配水池や送配水管等水道施設の管網を擬似的に作成し、水量、水圧等のシミュレーションを行うことにより、送配水管の布設計画等の作成を支援する。			
対象となる個人の類型	県営水道使用者の個人情報			
目的外に利用・提供する個人情報の内容	水栓番号、住所（大字まで）、使用水量			
利用・提供の相手方	企業庁企業局水道電気部水道施設課 企業庁企業局事業計画部計画課、各水道営業所			
利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営水道における送配水管の更新・布設等を正確に無駄なく行うためには、更新・布設等する送配水管の口径・箇所を変えることにより、どのような水量・水圧の変化が起こるかを、精密に解析することが必要である。そのためには、当該システムによる解析の基礎となる使用水量等のデータとして、正確な情報が必要となることから、個々の水道使用者の保有個人情報を利用することが必要である。 ・ 平成21年度末の県営水道使用者は約124万人であり、県営水道使用者から個別に改めて領収書等に記載されている使用水量等の個人情報を収集することは、膨大な事務量となるだけでなく、当該個人情報の本人に負担をかける場合もある。よって、既に上下水道料金管理事務で保有している保有個人情報を目的外利用の方が合理的である。 ・ 当該保有個人情報を目的外利用し当該システムを活用することにより、県営水道はより適切に運用されることとなり、結果として県営水道利用者の利益となる。 			
条例第9条第2項の規定による本人通知 □ する ■ しない	<p>次の理由から、既存の審議会意見類型3に該当するため、本人通知は省略する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度末の県営水道使用者は約124万人であり、通知を要する対象者は大量である。 ・ 県営水道使用者からの申し出に基づき目的外利用することを停止することは、当該システムによる解析が不正確なものになる要因となるだけでなく、申し出者の人数によっては解析そのものの有効性がなくなる可能性もあることから認められない。よって、本人通知を受けても、当該個人情報の本人に選択する余地はない。 ・ なお、県営水道利用者向けの広報誌に、本件事務の内容を掲載し、本件目的外利用について周知する予定である。 			

答 申 第 3 号
平成23年2月4日

神奈川県公営企業管理者
小林 賢 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
会長 藤原 静雄

公営企業管理者における個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、平成23年1月26日付け企水第79号をもって諮問のありました「管路情報システムによる管網解析事務」に係る保有個人情報の目的外利用については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(3) 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

選管第337号

平成23年2月2日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

神奈川県選挙管理委員会

委員長 梅 木 武 夫

選挙管理委員会における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護
条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事
案に係るオンライン結合による保有個人情報の提供について、御審議いただきたいので、
諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

	区分	個別	※案件番号	7
所管課所名	選挙管理委員会			
主管課名	選挙管理委員会			
事務の名称	政治資金規正法に基づく届出事項等の公表事務			
事務の目的	政治資金規正法に基づく届出事項等を公表することにより、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動の公明と公正を確保する。			
オンライン結合の内容	政治資金規正法に基づく届出事項等のうち、同法で公表が定められている事項をPDFファイル化した上で、同法の規定に基づき県のホームページに掲載することにより、当該事項に含まれる保有個人情報を県民等のインターネット利用者に随時に提供する。			
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> ①公職の候補者 ②公職の候補者以外の収支報告書に記載される者 <ul style="list-style-type: none"> ・政治団体の事務担当者 ・借入金の借入先の者 ・寄附をした者 ・寄附のあつせんをした者 ・政治資金パーティーの対価の支払をした者 ・政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした者 ・支出を受けた者 ・貸付金の貸付先の者 ・敷金の支払先の者 			
提供する個人情報項目名	<ul style="list-style-type: none"> ①公職の候補者：氏名、公職の種類 ②公職の候補者以外の収支報告書に記載される者については次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・政治団体の事務担当者：氏名、電話番号 ・借入金の借入先の者：氏名、借入金額、借入年月日 ・寄附をした者：氏名、住所、職業、寄附金額、寄附年月日 ・寄附のあつせんをした者：氏名、住所、職業、あつせんに係る寄附金額、集めた期間、提供された年月日 ・政治資金パーティーの対価の支払をした者：氏名、住所、職業、対価の支払に係る収入金額、収入年月日 ・政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした者：氏名、住所、職業、対価の支払のあつせんに係る収入金額、集めた期間、提供された年月日 ・支出を受けた者：氏名、住所、支出の目的、支出金額、支出年月日 ・貸付金の貸付先の者：氏名、貸付残高 ・敷金の支払先の者：氏名、支払金額、支払年月日 			
提供の相手先	インターネット利用者			

平成23年2月4日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 梅木 武夫 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
会長 藤原 静雄

選挙管理委員会における保有個人情報のオンライン結合による提供に関する
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成23年2月2日付け選管第337号をもって諮問のありました「政治資金規正法に基づく届出事項等の公表事務」に係るオンライン結合による保有個人情報の提供については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 収支報告書それ自体が提供されることを踏まえ、当該収支報告書に記載される個人情報がホームページに掲載される旨をホームページ等で広く県民に周知するものとし、その際は、本件公表事務に係る公表内容について、できる限り正確で詳細な周知を行うものとする。
- 2 当審議会への諮問については、適時適切に行うよう、今後十分に留意すること。

(4) 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

平成23年2月3日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

神奈川県公安委員会

公安委員会における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による保有個人情報の提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

		区 分	個別	※案件番号	1
所 管 課 所 名	公安委員会				
主 管 課 名	公安委員会				
事 務 の 名 称	暴力団排除条例に基づく勧告違反者等の公表事務				
事 務 の 目 的	神奈川県暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）に基づく、説明又は資料の提出（以下「説明等」という。）の求めや勧告に従わなかった者等の氏名等を公表することにより、当該説明等の求めや当該勧告の実効性等を図る。				
オンライン結合の内容	暴排条例で定める禁止行為に違反した疑いがある者で、公安委員会の説明等の求めに従わなかった者や、当該禁止行為に違反した者で、公安委員会の勧告に従わなかった者等の保有個人情報を、PDFファイル化した上で、同条例及び同条例施行規則に基づき、公安委員会のホームページに掲載することにより、当該保有個人情報を県民等のインターネット利用者に対して随時に提供する。				
対象となる個人の類型	<p>①-1 正当な理由なく、「別紙のA・C-1・D・E」で掲げる禁止行為をした疑い（「別紙のD」で掲げる禁止行為をしようとしている疑いを含む。）があると認められる者その他の関係者で、その禁止行為の違反の事実（「別紙のD」で掲げる禁止行為をしようとしている疑いがあると認められる場合にあっては、当該行為をしようとしている事実）を明らかにするために、必要な限度において求めた説明等をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をした者（暴排条例第29条第1項第1号）</p> <p>①-2 正当な理由なく、「別紙のB-1・B-2・C-2」で掲げる禁止行為をした疑いがあると認められる者の関係者で、その禁止行為の違反の事実を明らかにするために、必要な限度において求めた説明等をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をした者（暴排条例第29条第1項第1号）</p> <p>② 正当な理由なく、「別紙のC-1・D・E」で掲げる禁止行為をした者で、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認め行った必要な勧告に従わなかった者（暴排条例第29条第1項第2号）</p> <p>③ 正当な理由なく、「別紙のD」で掲げる禁止行為がされようとしている場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとして、当該行為をしようとしている者に対し行った必要な勧告に従わないで、当該禁止行為を行った者（暴排条例第29条第1項第3号）</p> <p>※1 「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である（暴排条例第2条第4号）。</p> <p>※2 「暴力団経営支配法人等」とは、暴排条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等のことである。</p>				
提供する個人情報項目名	氏名、住所、違反の事実、その他公安委員会が必要と認める事項				
提供の相手先	インターネット利用者				

○本件公表事務に関連する暴排条例で禁止されている行為

A 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に少年を立ち入らせてはならない（暴排条例第17条第1項）。

B-1 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない（第23条第1項）。

a 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

b 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

B-2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない（第23条第2項）。

a 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。

b 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。

c 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。

d 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。

e 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。

f 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。

g 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

C-1 暴力団員等は、情を知って、上記B-1若しくは上記B-2で掲げる禁止行為の相手方となり、又は当該暴力団員等が指定したものを上記B-1若しくは上記B-2で掲げる禁止行為の相手方とさせてはならない（第24条第1項）。

C-2 暴力団経営支配法人等は、情を知って、上記B-1若しくは上記B-2で掲げる禁止行為の相手方となり、又は当該暴力団員等が指定したものを上記B-1若しくは上記B-2で掲げる禁止行為の相手方とさせてはならない（第24条第1項）。

D 何人も、宅地等が暴力団事務所の用に供されることを知りながら、当該宅地等の譲渡等をしてはならない（第25条第2項）。

E 何人も、宅地等が暴力団事務所の用に供されることを知りながら、当該宅地等の売買、交換又は貸借の代理又は媒介をしてはならない（第26条第2項）。

答 申 第 5 号

平成23年2月4日

神奈川県公安委員会 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

公安委員会における保有個人情報のオンライン結合による提供に関する意見
について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成23年2月3日付けをもって諮問のありました「暴力団排除条例に基づく勧告違反者等の公表事務」に係るオンライン結合による保有個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(5) 事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正

情 公 第 1 6 号

平成23年1月25日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
会長 藤原 静雄 様

神奈川県知事 松沢 成文

事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる
指針の改正について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第47条の規定に基づき、別添のとおり当該指針を改正することについて、御審議いただきたいので、諮問いたします。

「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の一部改正について

1 改正理由

- ・ 平成22年8月3日に神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）を一部改正し、保有個人情報を新たに定義したことに伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- ・ 「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の名称を、「事業者における個人情報の取扱いに関する指針」へ改正する。

3 施行期日

- ・ 公告日

答 申 第 2 号

平成23年2月4日

神奈川県知事

松沢 成文 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる
指針の改正について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第47条の規定に基づき、平成23年1月25日付け情公第16号をもって諮問のありました「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の改正については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。